

大田原市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、下記のとおり指定公金事務取扱者を指定し、粗大ごみ戸別訪問回収業務に係る一般廃棄物処理手数料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

大田原市長 相馬 憲一

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び代表者並びに所在地
名称及び代表者 有限会社北那須通商
代表取締役 松本 茂
所在地 栃木県大田原市桧木沢937番地1
- 2 委託事務の内容
大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年3月18日条例第2号）第5条に規定する手数料の徴収事務
- 3 委託期間
令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで